

青島日本人学校保護者会規則

平成20年4月改正

第1章 名 称

第1条 本会は、青島日本人学校保護者会と称する。

第2章 目 的

第2条 本会は、会員が相互に協力し合い、連絡、協議し、児童・生徒の教育を高めるために、青島日本人学校に対し側面的な援助をすること及び会員相互の親睦と教養研究を図ることを目的とする。

第3章 会 員

第3条 本会員は、青島日本人学校に在籍する児童・生徒の父母（以下、「保護者」という。）とする。

第4章 役 員

第4条 本会は、下記の役員を置く。

(1) 本部役員

会 長 : 1名

副会長 : 2名

書 記 : 1名

会 計 : 1名

会計監査 : 1名

本部役員の兼任は認めない。

(2) 学年代表委員

小学部 : 各学年1名

中学部 : 1名

(1) (2) 共に派遣教員の家族は選出対象から免除される。

第5条 本部役員は、総会で承認されるものとする。

第6条 役員任期は、4月1日より翌年3月31日までとし、再任は妨げない。

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、年1回の総会及び適時な集会を召集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は会長業務を代行する。
- 3 書記は、集会及び各種会合の書記業務を行う。
- 4 会計は、本会の全ての経理業務を行う。
- 5 会計監査は、年度末、および必要に応じて会計監査を実施し、総会にて監査報告を行う。
- 6 役員は、必要に応じて役員会を開き、本会運営を遂行する。

第5章 活動方針

第8条 本会は、前記の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。

- 1 学校及び学校運営理事会との連絡を密にし、校務の実施に協力する。
- 2 学校及び学校運営理事会との連絡を密にし、教育効果の促進に努める。
- 3 その他、前記の目的を達成するために必要と認められる活動を行う。

第6章 会費

第9条 本会を運営するための基金として、各保護者は下記に定める会費を定められた納期までに納付しなければならない。

- 1 通常会費（各学期毎、年度始めに一括納入する。
学期の途中で入会した場合にもその学期分全額納める。
学期の途中で退会した場合には在籍しない学期分を返金する。）
- 2 臨時会費（その都度）
なお、通常会費の金額は、年度予算に計上し、総会で審議、承認されるものとし、臨時会費は、必要に応じその都度役員会にて決定する。

第7章 総会

第10条 総会は、本会の最高決定機関とする。

定期総会は、原則として毎年1回、4月に開催する。
また、会長は必要に応じて臨時総会を招集することができる。

第11条 定期総会においては、次の事項を審議、承認する。

- 1 前年度の活動報告
- 2 前年度の決算報告並びに会計監査報告

- 3 新年度の年度活動計画並びに予算案
- 4 その他の本会活動計画並びにその他必要と思われる事項

第12条 総会及び臨時総会の議長は、会員の中から選出する。

第13条 総会の定足数は、会員の3分の2以上とし、議決は出席会員数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
また、会長は必要に応じて、欠席者に対し委任状の提出を求めることができる。

第8章 本部役員会並びに役員会

第14条 この会に本部役員会および役員会を置く

第15条 本部役員会は、本部役員をもって構成し、各種原案の作成、緊急事項の処理にあたる。

第16条 役員会は、本部役員、学年代表委員をもって構成し、必要あるたびに開催し、会の運営にあたる。

第9章 慶弔対応規定

第17条 本会の慶弔対応規定を別表のとおり定める。
当該規定の、制定、変更は役員会が行うものとし、総会に報告しなければならない。

第10章 改正

第18条 本会規則の改正は、総会の承認を得なければならない。

付則・改訂 平成16年4月1日制定
平成18年4月1日改正
平成19年4月1日改正
平成20年4月1日改正

慶弔対応規定

本会の慶弔対応規定を次のとおり定める。

- ① 会員及びその家族また教職員及びその家族に不幸があった時は、本部役員が協議によって決定する。
- ② 本会からの慶弔費は、最高 500 元とする。
- ③ その他の慶弔費は、その都度本部役員が協議して決める。

平成 16 年 4 月 1 日制定

付則

青島日本人学校保護者会規則の付則を次のとおり定める。

- ① 青島日本人学校保護者会規則第4条（2）について、平成20年度は学年代表委員
中学部各学年1名を配置するものとする。本則の改正については、次年度以降の総
会にて審議する。

平成20年4月1日制定